

市区町村別集計項目(推進体制等)

大分県	
市区町村数	18

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						17	17	18			17					
44	201	大分市	大分市男女共同参画センター(たびねす)	1	1	1	1	大分市男女共同参画推進条例	2006年6月27日	2006年10月1日		第4次おおいた男女共同参画推進プラン	2022年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
44	202	別府市	市民課 市民活躍支援室	1	1	1	1	別府市男女共同参画推進条例	2006年3月18日	2006年3月18日		湯のまち「べっぶ」輝きプラン～第3次別府市男女共同参画プラン～	2022年3月 ~ 2032年3月	1	1	
44	203	中津市	人権・同和対策課	1	2	1	1	中津市男女共同参画推進条例	2015年3月17日	2015年4月1日		(第3次中津市男女共同参画計画 ~ 男女がともにススめる なかつプラン2021~)	2021年4月 ~ 2025年3月	1	0	
44	204	日田市	まちづくり推進課	1	2	1	1	日田市男女共同参画推進条例	2009年9月28日	2009年10月1日		第3期日田市男女共同参画基本計画	2021年3月 ~ 2031年3月	1	1	
44	205	佐伯市	福祉保健企画課	1	2	1	1	佐伯市男女共同参画社会推進条例	2007年3月30日	2007年7月1日		第4次佐伯市男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
44	206	臼杵市	部落差別解消推進・人権啓発課	1	2	1	1	臼杵市男女共同参画推進条例	2013年3月25日	2013年4月1日		第2次臼杵市男女共同参画基本計画	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1	
44	207	津久見市	市民生活課兼人権尊重部落差別解消推進室	1	2	1	1	津久見市男女共同推進条例	2011年3月25日	2011年4月1日		(第2次津久見市男女共同参画基本計画)	2019年4月 ~ 2030年3月31日	1	0	
44	208	竹田市	人権・部落差別解消推進課	1	2	1	1	竹田市男女共同参画推進条例	2007年3月27日	2007年4月1日		第2次男女共同参画プランたけた(改訂版)	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
44	209	豊後高田市	人権啓発・部落差別解消推進課	1	2	0	1	豊後高田市男女共同参画推進条例	2013年3月19日	2013年4月1日		ぶんごたかだ愛・あいプラン(第3次豊後高田市男女共同参画計画)	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
44	210	杵築市	人権啓発・部落差別解消推進課	1	2	1	1	杵築市男女共同参画条例	2006年3月24日	2006年3月24日						1
44	211	宇佐市	人権啓発・部落差別解消推進課	1	2	1	1	宇佐市男女共同参画推進条例	2013年3月21日	2013年4月1日		第3次宇佐市男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2031年3月	1	1	
44	212	豊後大野市	人権・部落差別解消推進課	1	2	1	1	豊後大野市男女共同参画推進条例	2005年7月19日	2005年7月19日		第2次豊後大野市男女共同参画基本計画	2016年4月 ~ 2026年3月	1	1	
44	213	由布市	総務課	1	2	1	1	由布市男女共同参画推進条例	2005年10月1日	2005年10月1日		由布市第3次男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
44	214	国東市	政策企画課	1	2	1	1	国東市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年3月31日		第3次国東市男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
44	322	姫島村	総務課	1	2	1	0	姫島村男女共同参画推進条例	2014年3月17日	2014年4月1日		姫島村男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2024年3月	0	1	
44	341	日出町	人権尊重・部落差別解消推進室	1	2	1	1	日出町男女共同参画推進条例	2006年7月4日	2006年7月4日		第2次日出町男女共同参画基本計画	2016年4月 ~ 2026年3月	1	1	
44	461	九重町	社会教育課	2	2	1	1	九重町男女共同参画推進条例	2014年3月24日	2014年3月24日		新ここのえ男女共同参画プラン	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	1	
44	462	玖珠町	人権確立・部落差別解消推進課	1	2	1	1	玖珠町男女共同参画推進条例	2008年4月1日	2008年4月1日		玖珠町男女共同参画第3次基本計画	2021年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2023年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)																
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等				施設形態		管理・運営主体							
						住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			2									1	1	1	1	0	2	0	0
44	201	大分市	大分市男女共同参画センター	たびねす	870-0021	大分市府内町1丁目5番38号	097-574-5577	097-537-3666	<a href="http://www.city.oita.oita.jp/o018/kurashi/danjo/1403593220993.html">http://www.city.oita.oita.jp/o018/kurashi/danjo/1403593220993.html</a>		○		○		○				
44	202	別府市	別府市男女共同参画センター	あすべっぷ	874-0903	別府市大字野口原3030番地16	0977-21-8289	0977-21-9042	<a href="http://www.city.beppu.oita.jp/asubeppu">http://www.city.beppu.oita.jp/asubeppu</a>	○		○			○				
44	203	中津市																	
44	204	日田市																	
44	205	佐伯市																	
44	206	臼杵市																	
44	207	津久見市																	
44	208	竹田市																	
44	209	豊後高田市																	
44	210	杵築市																	
44	211	宇佐市																	
44	212	豊後大野市																	
44	213	由布市																	
44	214	国東市																	
44	322	姫島村																	
44	341	日出町																	
44	461	九重町																	
44	462	玖珠町																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
			2															
44	201	大分市	大分市男女共同参画センター	2014年4月1日	2	8	13,103	○	○	○	○	○	○				○	セミナーや講演会参加者への託児サービス、婚活事業
44	202	別府市	別府市男女共同参画センター	2013年4月1日	2	4	30,325	○	○	○	○	○						
44	203	中津市			0	0	0											
44	204	日田市			0	0	0											
44	205	佐伯市			0	0	0											
44	206	臼杵市			0	0	0											
44	207	津久見市			0	0	0											
44	208	竹田市			0	0	0											
44	209	豊後高田市			0	0	0											
44	210	杵築市			0	0	0											
44	211	宇佐市			0	0	0											
44	212	豊後大野市			0	0	0											
44	213	由布市			0	0	0											
44	214	国東市			0	0	0											
44	322	姫島村			0	0	0											
44	341	日出町			0	0	0											
44	461	九重町			0	0	0											
44	462	玖珠町			0	0	0											

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				2		14	0	0.0	17	0	0.0	4	0	0.0	4	0	0.0	4,104	148	3.6
44	201	大分市				1	0	0.0	2	0	0.0							685	27	3.9
44	202	別府市	2004年9月15日	湯のまち「べっふ」男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							145	9	6.2
44	203	中津市				1	0	0.0	1	0	0.0							383	18	4.7
44	204	日田市				1	0	0.0	1	0	0.0							162	4	2.5
44	205	佐伯市				1	0	0.0	2	0	0.0							367	13	3.5
44	206	臼杵市				1	0	0.0	1	0	0.0							303	12	4.0
44	207	津久見市				1	0	0.0	1	0	0.0							30	0	0.0
44	208	竹田市				1	0	0.0	1	0	0.0							353	14	4.0
44	209	豊後高田市				1	0	0.0	1	0	0.0							164	3	1.8
44	210	杵築市				1	0	0.0	1	0	0.0							172	7	4.1
44	211	宇佐市				1	0	0.0	1	0	0.0							345	7	2.0
44	212	豊後大野市	2010年5月18日	豊後大野市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							225	6	2.7
44	213	由布市				1	0	0.0	1	0	0.0							149	3	2.0
44	214	国東市				1	0	0.0	1	0	0.0							130	0	0.0
44	322	姫島村										1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
44	341	日出町										1	0	0.0	1	0	0.0	75	2	2.7
44	461	九重町										1	0	0.0	1	0	0.0	134	3	2.2
44	462	玖珠町										1	0	0.0	1	0	0.0	276	20	7.2

<選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲				地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード						
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他		
																															その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況
	小計			819	714	12,139	3,473	28.6		501	455	7,882	2,278	28.9	104	66	619	118	19.1	310	30	9.7	477	46	9.6							
44	201	大分市	女性委員の構成比率が3割以上である委員会等の割合50%以上	2026年3月	203	177	2,409	671	27.9	法律設置、条例設置、要綱等設置の審議会等と地方自治法第180条5の委員会等及び農業委員会、農地利用最適化推進委員	57	51	859	242	28.2	6	6	39	13	33.3	46	7	15.2	47	7	14.9	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日
44	202	別府市	30.0	2025年3月	108	86	1,964	541	27.5	「別府市男女共同参画推進条例第10条第2項」により法令その他の規定により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれに準ずるものの構成員の選任	20	20	564	130	23.0	6	4	28	4	14.3	39	3	7.7	40	3	7.5	1		1		1	
44	203	中津市	50.0	2026年3月	56	46	821	227	27.6	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	52	46	821	227	27.6	6	4	42	10	23.8				47	4	8.5	1		1		1	
44	204	日田市	35.0	2026年3月	110	102	2,085	541	25.9	法律や条例、規則、要綱等により設置している審議会や委員会等	42	41	570	132	23.2	6	5	57	10	17.5				10	2	20.0	1		1		1	
44	205	佐伯市	50.0	2024年3月	53	49	887	322	36.3	地方自治法第202条の3及び地方自治法180条の5 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	46	43	852	310	36.4	6	5	35	12	34.3				40	3	7.5	1		1		1	
44	206	臼杵市	2027年3月までに女性委員の割合が4割以上の審議会等の割合60%		19	19	247	83	33.6		19	19	247	83	33.6	6	4	29	7	24.1	29	7	24.1	30	7	23.3	1		1		1	
44	207	津久見市	40.0	2029年3月	12	11	244	95	38.9	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	12	11	244	95	38.9	6	4	32	4	12.5	29	3	10.3	30	3	10.0	1		1		1	
44	208	竹田市	30.0	2027年3月	30	26	556	129	23.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	30	26	527	111	21.1	6	3	29	6	20.7				40	3	7.5	1		1		1	
44	209	豊後高田市	30.0	2024年3月	22	20	233	71	30.5	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等 法律及び条例等に基づき設置されている審議会等	9	9	113	36	31.9	6	4	29	7	24.1				19	3	15.8	2	2021年5月1日	1		1	
44	210	杵築市	40 (第2次杵築市男女共同参画プランにおける目標値)	2026年3月	24	20	313	106	33.9		18	17	283	103	36.4	6	3	30	3	10.0						2	2022年7月1日	2	2022年7月1日	2	2022年7月1日	
44	211	宇佐市	40.0	2024年月	33	29	492	137	27.8	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会のうち広域の審議会を除く審議会	31	29	492	137	27.8	6	2	66	4	6.1	34	4	11.8	34	5	14.7	1		1		1	
44	212	豊後大野市	50.0	2026年3月	33	31	357	128	35.9	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	33	31	357	128	35.9	6	3	31	7	22.6	17	0	0.0	18	0	0.0	1		1		1	
44	213	由布市	40.0	2026年3月	30	27	352	94	26.7	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	30	27	352	94	26.7	6	4	27	5	18.5	24	4	16.7	25	4	16.0	1		1		1	
44	214	国東市	女性の割合が30%以上の審議会等の割合が60%以上	2022年4月	42	37	677	203	30.0	地方自治法第202条の3に基づく審議会等のうち、女性委員が3割以上であるものの割合を目標にしている	42	37	677	203	30.0	6	3	33	6	18.2	12	0	0.0	13	0	0.0	1		1		1	
44	322	姫島村									13	10	130	25	19.2	5	3	21	5	23.8	13	0	0.0	14	0	0.0	1		1		1	
44	341	日出町	40.0	2026年3月	18	15	177	42	23.7	審議会等(法に基づく)における女性委員の割合	18	15	177	42	23.7	5	2	34	3	8.8	25	2	8.0	26	2	7.7	1		1		1	
44	461	九重町	40.0	2026年3月	16	13	169	47	27.8	すべて	15	13	149	47	31.5	5	3	25	4	16.0	20	0	0.0	21	0	0.0	1		1		1	
44	462	玖珠町	40.0	2030年3月	10	6	156	36	23.1	特に定めていない	9	5	115	24	20.9	5	4	32	8	25.0	22	0	0.0	23	0	0.0	1		1		1	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲						地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況			地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況			(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)													
			目標 値 (%)	目標 年 度	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)												
		大分市												5	5	353	109	30.9	0	0	0	0															
		別府市												0	0	0	0		0	0	0	0															
		中津市												0	0	0	0		0	0	0	0															
		日田市												0	0	0	0		0	0	0	0															
		佐伯市												0	0	0	0		0	0	0	0															
		臼杵市												1	1	74	13	17.6	0	0	0	0															
		津久見市												0	0	0	0		0	0	0	0															
		竹田市												0	0	0	0		0	0	0	0															
		豊後高田市												0	0	0	0		0	0	0	0															
		杵築市												0	0	0	0		0	0	0	0															
		宇佐市												2	2	102	41	40.2	0	0	0	0															
		豊後大野市												0	0	0	0		0	0	0	0															
		由布市												0	0	0	0		0	0	0	0															
		国東市												0	0	0	0		0	0	0	0															
		姫島村												0	0	0	0		0	0	0	0															
		日出町												0	0	0	0		0	0	0	0															
		九重町												0	0	0	0		0	0	0	0															
		玖珠町												1	1	41	12	29.3	0	0	0	0															

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	管理職の在職状況															職務上の地位別職員在職状況															調 査 時 点 コ ー ド	そ の 他	本庁の防災・危機管理事務局への配置状況					調 査 時 点 コ ー ド	そ の 他				
			管理職総数	うち 女性 管理職 数	女性 比率 (%)	うち一般行政職			局長 相当 職 女性 数	女性 比率 (%)	うち一般行政職			次長 相当 職 女性 数	女性 比率 (%)	うち一般行政職			課長 相当 職 女性 数	女性 比率 (%)	うち一般行政職			課長 補佐 相当 職 女性 数	女性 比率 (%)	係長 相当 職 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 管理職 数	女性 比率 (%)														
						管理職総数	うち 女性 管理職 数	女性 比率 (%)			局長 相当 職 女性 数	女性 比率 (%)	次長 相当 職 女性 数			女性 比率 (%)	課長 相当 職 女性 数	女性 比率 (%)			課長 補佐 相当 職 女性 数	女性 比率 (%)	係長 相当 職 女性 数									女性 比率 (%)													
			管理職総数	うち 女性 管理職 数	女性 比率 (%)	局長 相当 職 女性 数	女性 比率 (%)	次長 相当 職 女性 数	女性 比率 (%)	課長 相当 職 女性 数	女性 比率 (%)	課長 補佐 相当 職 女性 数	女性 比率 (%)	係長 相当 職 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 管理職 数	女性 比率 (%)																										
			1,101	161	14.6	865	116	13.4	97	8	8.2	82	8	9.8	74	7	9.5	62	6	9.7	930	146	15.7	721	102	14.1	1,302	337	25.9	906	206	22.7	2,556	794	31.1	1,673	499	29.8							
44	201	大分市	343	59	17.2	257	36	14.0	31	3	9.7	26	3	11.5	55	4	7.3	46	3	6.5	257	52	20.2	185	30	16.2	470	125	26.6	325	75	23.1	824	291	35.3	519	179	34.5	1						
44	202	別府市	91	15	16.5	69	13	18.8	17	1	5.9	14	1	7.1	6	1	16.7	5	1	20.0	68	13	19.1	50	11	22.0	142	41	28.9	76	23	30.3	352	125	35.5	168	65	38.7	1						
44	203	中津市	89	12	13.5	74	10	13.5	16	2	12.5	13	2	15.4	0	0	0	0	0	0	73	10	13.7	61	8	13.1	148	22	14.9	107	16	15.0	0	0	0	0	0	0	1						
44	204	日田市	72	8	11.1	64	6	9.4	10	1	10.0	9	1	11.1	0	0	0	0	0	0	62	7	11.3	55	5	9.1	0	0	0	0	0	0	143	41	28.7	119	32	26.9	1						
44	205	佐伯市	74	4	5.4	61	3	4.9	13	0	0.0	11	0	0.0	13	2	15.4	11	2	18.2	48	2	4.2	39	1	2.6	32	10	31.3	19	2	10.5	134	19	14.2	113	15	13.3	1						
44	206	臼杵市	41	2	4.9	33	1	3.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	2	4.9	33	1	3.0	63	10	15.9	49	5	10.2	120	48	40.0	88	38	43.2	1						
44	207	津久見市	23	2	8.7	19	2	10.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	2	8.7	19	2	10.5	1	0	0.0	1	0	0.0	62	12	19.4	46	9	19.6	1						
44	208	竹田市	39	8	20.5	36	8	22.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	8	20.5	36	8	22.2	77	28	36.4	75	28	37.3	99	32	32.3	82	32	39.0	1						
44	209	豊後高田市	35	2	5.7	32	2	6.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	2	5.7	32	2	6.3	56	16	28.6	0	0	0	115	36	31.3	0	0	0	1						
44	210	杵築市	25	3	12.0	20	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	3	12.0	20	0	0.0	88	20	22.7	71	9	12.7	124	35	28.2	99	24	24.2	1						
44	211	宇佐市	56	12	21.4	48	10	20.8	10	1	10.0	9	1	11.1	0	0	0	0	0	0	46	11	23.9	39	9	23.1	25	6	24.0	19	6	31.6	110	14	12.7	81	14	17.3	1						
44	212	豊後大野市	51	8	15.7	33	4	12.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	8	15.7	33	4	12.1	57	23	40.4	42	14	33.3	167	54	32.3	107	28	26.2	1						
44	213	由布市	46	8	17.4	41	8	19.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	8	17.4	41	8	19.5	70	19	27.1	67	19	28.4	88	26	29.5	80	26	32.5	1						
44	214	国東市	41	8	19.5	30	6	20.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	8	19.5	30	6	20.0	19	7	36.8	14	4	28.6	67	9	13.4	54	6	11.1	1						
44	322	姫島村	19	3	15.8	14	2	14.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	3	15.8	14	2	14.3	11	2	18.2	4	0	0.0	0	0	0	0	0	1							
44	341	日出町	22	5	22.7	18	4	22.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	5	22.7	18	4	22.2	30	8	26.7	25	5	20.0	66	21	31.8	41	9	22.0	1						
44	461	九重町	17	1	5.9	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	1	5.9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	13	33.3	36	10	27.8	1					
44	462	玖珠町	17	1	5.9	16	1	6.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	1	5.9	16	1	6.3	13	0	0.0	12	0	0.0	46	18	39.1	40	12	30.0	1						

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

都道府県	市区町村名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない						
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。			1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
		7	1の合計	18	0	16		1		14	14	14	14	14	9
		4	2の合計	0	10	2		17		1	1	2	2	3	4
		1	3の合計	0	6			0		0	0	0	0	0	0
		6	4の合計	0	2					3	3	2	2	1	5
44	201 大分市	1	大分市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を変更した場合に、変更前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めるものとする。	大分市議会	1	2	1	大分市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2	1	1	1	1	1	1
44	202 別府市	1	別府市職員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓使用の申請) 第3条 職員は、旧姓を文書等に使用するときは、任命権者の承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けようとする職員は、旧姓の使用開始を希望する日の7日前までに旧姓使用承認申請書(様式第1号)を所属長及び人事担当課長を経て任命権者に提出しなければならない。 (旧姓使用の承認) 第4条 任命権者は、前条第2項に規定する申請があった場合において、旧姓の使用が職務の遂行上支障がないと認めるときは、速やかに前条第1項の承認をするものとする。 2 任命権者は、前条第1項の承認をしたときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。口	別府市議会	1	3	1	別府市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。口	2		1	1	1	1	1
44	203 中津市	2		中津市議会	1	2	1	中津市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1
44	204 日田市	1	日田市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、職員(非常勤職員及び臨時的任用職員を含む。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。	日田市議会	1	2	1	日田市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	4
44	205 佐伯市	3		佐伯市議会	1	2	1	佐伯市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	2	2	2	2	2	2
44	206 臼杵市	1	臼杵市職員旧姓使用取扱規程 (旧姓使用の範囲) 第7条 旧姓使用者が旧姓を使用することができる文書は、次に掲げるものとする。 (1) 単に氏名が記載されたもの (2) 専ら組織内部で使用され、職員の同一性の確認が容易にできる内容のもの (3) 公務員の権利及び義務に係る文書のうち、職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓の使用により係争となるおそれがない内容のもの (4) 前3号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める軽易な文書	臼杵市議会	1	3	1	臼杵市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1



都 道 府 県	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			議会名	問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない									
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
44	207	津久見市	2	津久見市議会	1	2	1	津久見市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席を提出することができる。※第91条第2項にも同様の規定あり。	2					1	1	1	1	1	1
44	208	竹田市	2	竹田市議会	1	3	1	竹田市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第84条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
44	209	豊後高田市	4	豊後高田市議会	1	2	1	豊後高田市議会会議規則 第91条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	4
44	210	杵築市	4	杵築市議会	1	2	1	杵築市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					4	4	4	4	4	4
44	211	宇佐市	1	大分県宇佐市議会	1	4	2	宇佐市議員の旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手續等に関し、必要な事項を定めるものとする。	2					4	4	4	2	2	1
44	212	豊後大野市	2	豊後大野市議会	1	3	1	豊後大野市議会規則 (欠席の届出) 第2条第2項2号 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない									
				議会名	1. 産前産後期間を明記した規定はない。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
44	213	由布市	1	<p>由布市議員の旧姓使用に関する要綱</p> <p>(目的) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員が、改正前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用職員) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時的に任用される職員を除く。</p> <p>(旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。 2 別表第2に掲げる基準のいずれかに該当する文書等については、旧姓の使用を認めないものとする。</p> <p>別表第1(第3条関係) 旧姓を使用することができる文書等 基準1 専ら組織内部で使用され、職員の同一性の確認が容易にできるもの 例(1) 起案文書の起案者の氏名表示及び押印 (2) 決議・回覧文書等に係る押印 (3) 請求書における検取者印 (4) 事務引継書 (5) 業務日誌 (6) 職場での呼称等 (7) 自己申告書 基準2 職員の権利・義務に係るもの等であるが、組織内部の関係にとどまるもので、職員の同一性の確認が容易にできるもの 例(1) 休暇取扱表 (2) 時間外勤務命令簿 (3) 週休日の振替・休日代休指定簿 (4) 旅行復命書 (5) 育児休業に関する申請書等 (6) 各種特別休暇に関する申請書等 (7) 各種病欠休暇に関する申請書等 (8) 職務専念義務免除届 (9) 営利企業等従事許可申請書等 (10) 市財務規則等に定める会計事務帳票及び証拠書類のうち専ら組織内部で使用される文書(請求行為に係るもの及び委任事務に係る受任者の決裁を除く。) 基準3 公務員の身分関係に係るもの 例(1) 辞令書(採用及び退職に係るものを除く。) 基準4 対外的なものであるが、氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせないもの 例(1) 職員配置表 (2) 事務分担表 (3) 名刺 (4) 名札 (5) その他任命権者が認めたもの</p> <p>別表第2(第3条関係) 旧姓を使用することができない文書等 基準1 公務員の身分関係に係るもの 例(1) 職員証 (2) 法令に基づく身分証明書(徴税吏員証) (3) 職務の宣誓書 (4) 辞令書(採用及び退職に係るもの) (5) 退職届 (6) 処分関係書類 (7) 専従許可申請書 基準2 職員の権利・義務に係るもの等で特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの 例(1) 給与支払内訳書 (2) 源泉徴収票 (3) 各種手当認定届 (4) 市財務規則等に定める会計事務帳票及び証拠書類のうち、請求行為に係るもの及び委任事務に係る受任者の決裁に係る文書 (5) 年末調整関係文書 (6) 共済組合関係文書 (7) 公務災害関係文書 (8) 各種健康診断関係文書等 (9) 社会保険関係文書 基準3 公権力の行使に係るもの 例(1) 許認可、立入検査、徴税等法令に基づく行政処分に係る文書 (2) その他職員の身分に基づいて行う対外的な行政行為に係る文書 (3) 私人との法律上の関係を発生させる文書 (4) 官公庁等に届け出る書類</p>	由布市議会	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1				
44	214	国東市	1	<p>国東市職員旧姓使用取扱要綱</p> <p>第1条 この告示は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を変更した場合に、変更前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めるものとする。</p>	大分県国東市議会事務局	1	2	1	国東市議会議員規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	1	1	1	1	2				
44	322	坂島村	4		坂島村議会	1	4	2		2				4	4	2	4	2	4

都 道 府 県 コ ロ ド	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																				
		職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7												
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない												
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他									
44	341	日出町	4		日出町議会	1	3	1	日出町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	4	
44	461	九重町	4		九重町議会	1	2	1	九重町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	2	
44	462	玖珠町	4		玖珠町議会	1	3	1	玖珠町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	2

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

市区町村		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
市区町村	議員数	問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。	左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。	
		0	0	8	1	0	0	0		1	2	3		0			
		0	2	6	0	0	0	0		2	9	1		17			
		0	1	4	0	0	6	0		3	7	0		1			
		18	15	0	0	0	1					14					
44 201	大分市	4	4	1			3			3	1	1	大分市議会議員の氏名に関する要綱 第3条 議員は、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項の規定により選挙長が認定した呼称(以下「通称名」という。)を有する場合には、本名に代えて通称名を使用を求めるときは、通称名に係る認定書を添付して通称名使用承認申請書(様式第1号)を議長に提出しなければならない。 2 議長は、前項の通称名使用承認申請書の提出を受けたときは、議会運営委員会(一般選挙に係る議員の任期の始期に達するまでの間にあっては会派代表者会議)に諮り、承認又は不承認を決定するものとする。 3 議長は、前項の規定により通称名の使用の承認又は不承認を決定したときは、通称名使用(承認・不承認)決定通知書(様式第2号)により、当該議員に通知するものとする。	2			
44 202	別府市	4	4	2							2	4		2			
44 203	中津市	4	4	3							3	4		2			
44 204	日田市	4	4	1			3			2	1	4		2			
44 205	佐伯市	4	4	2							3	2		2			
44 206	臼杵市	4	4	1			3			2	2	4		2			
44 207	津久見市	4	4	1			3			3	2	4		3			
44 208	竹田市	4	4	2							2	1	竹田市議会議員通称等使用取扱要綱 (通称又は旧姓の使用)第3条 議員は、通称又は旧姓(以下「通称等」という。)を使用しようとするときは、通称等使用承認申請書(別記様式)を議長に提出しなければならない。	2			
44 209	豊後高田市	4	2	1				4	市人権担当課による人権研修を行っている		2	4		2			
44 210	杵築市	4	4	2							2	4		2			
44 211	宇佐市	4	4	3							3	1	宇佐市議会議員の通称名等の使用取扱要綱 (通称名又は旧姓の使用) 第2条 議員は、通称名又は旧姓(以下「通称名等」という。)を使用するときは、通称名等使用承認申請書(様式1号)を議長に提出しなければならない。 2 前項の通称名等使用承認申請書には通称名等を証する書類を添付しなければならない。ただし、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項の規定により選挙長が認定した呼称(以下「通称名」という。)を有する場合には、本名に代えて通称名を使用を求めるときは、通称名に係る認定書(写し)を添付するものとする。 3 議長は、通称名等使用承認申請書の提出を受けたときは、議会運営委員会に諮り承認又は不承認を決定する。ただし、一般選挙後に係る議員については当選後に開催される全員協議会に諮り決定するものとする。 4 議長は、前項の規定により通称名の使用の承認又は不承認を決定したときは、通称名等使用(承認・不承認)決定通知書(様式2号)により当該議員に通知する。ただし、議長不在のときは、年長議員名にて通知するものとする。	2			
44 212	豊後大野市	4	2	1			3			3	3	4		2			
44 213	由布市	4	4	1	1				第18条 議員は、市民の負託による代表者としてその倫理性を常に認識し、その活動においては公平性、透明性を重んじ、不断の努力をもって品位の保持に努め、議会全体の政治倫理向上に努めなければならない。 2 議員は、自らの立場と責任を重く認識し、いやくも自己の地位に基づく影響力を不正に行使用することによって、市民に疑惑や不信を招くことがないように行動しなければならない。		3	4		2			
44 214	国東市	4	4	3							3	4		2			
44 322	坂島村	4	4	3							3	4		2			
44 341	日出町	4	4	2							2	4		2			
44 461	九重町	4	4	2							2	4		2			
44 462	玖珠町	4	3	1			3			1	2	4	女性議員が女性会議等で活動報告を実施した。	2			